お客様各位

伊達信用金庫

「きゃっするⅡ」および「シルバーきゃっする」カードローン契約規定等の改 定のお知らせ

平素は、伊達信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、現在、当金庫にてお取扱いしておりますカードローン「きゃっするⅡ」および「シルバーきゃっする」のカードローン契約規定等につきまして、下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等につきましては、改定前からお取引いただいているお客様にも 適用されますので、ご了承ください。

記

- 1. 改定する契約規定等の新旧対照表(次頁以降掲載)
 - (1) カードローン契約規定 新旧対照表
 - (2) 保証委託約款 (カードローン) 新旧対照表
- 2. 改定日

2023年1月4日(水)

以上

<お問い合わせ先>

伊達信用金庫 営業グループ

電 話 0142-23-3537

受付時間 平日9時~17時



改定前	改定後	備考
(前文)	(前文)	
私は、信金ギャランティ株式会社の保証によ	(同左)	
り、以下の事項を確認のうえカードローンの利		
用を申し込みます。なお、借入諸条件について		
は本申込書、カードローン契約規定およびロー		
ンカード規定の各条項に、保証条件については		
保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を		
履行します。		
カードローン契約規定	カードローン契約規定	
第1条(取引方法) ~ 第3条(貸越極度額と利用	第1条(取引方法) ~第3条(貸越極度額と利用	
限度額) (略)	限度額) (同左)	
(新規貸越の停止)	(新規貸越の停止)	
第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事	第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事	
由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できる	由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できる	
ものとします。	ものとします。	
① この契約に違反したとき、または債務不	① この契約に違反したとき、または債務不	
履行があったとき。	履行があったとき。	
② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に	② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に	
伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員	伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員	
たる資格」を喪失したとき。	たる資格」を喪失したとき。	
③ 借主の信用状況に関する金庫および保証	③ 借主の信用状況に関する金庫および保証	
会社の審査により、新規貸越の中止が相	会社の審査により、新規貸越の中止が相	
当と認められたとき。	当と認められたとき。	
(追加)	④ 借主が死亡したとき。	第10条第1項⑥
第6条(定例返済) ~ 第9条(諸費用の自動支	第6条(定例返済) ~ 第9条(諸費用の自動支	(相続の開始に
払) (略)	払) (同左)	よる期限の利益
(期限前の全額返済義務)	(期限前の全額返済義務)	喪失)を削除し
第10条 借主について次の各号の事由が一つ	第10条 借主について次の各号の事由が一つ	たことにより、

でも生じた場合には、借主は金庫からの通知、 催告等がなくてもこの契約による債務全額につ いて期限の利益を失い、第6条および第7条の 返済方法によらず、直ちにこの契約による債務 全額を返済するものとします。

- ① 保証会社から保証の中止または解約の申 出があったとき。
- ② 支払の停止または破産手続開始、民事再 生手続開始の申立があったとき、あるい

でも生じた場合には、借主は金庫からの通知、 催告等がなくてもこの契約による債務全額につ いて期限の利益を失い、第6条および第7条の 返済方法によらず、直ちにこの契約による債務

① 保証会社から保証の中止または解約の申 出があったとき。

全額を返済するものとします。

② 支払の停止または破産手続開始、民事再 生手続開始の申立があったとき、あるい たことにより、 相続人の新規貸 越を停止するた めに追加

は申立予定であることを金庫が知ったとき。

- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取 引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他金庫に対する債権について仮 差押、保全差押または差押の命令、通知 が発送されたとき。
- ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主 の責めに帰すべき事由によって行方不明 となり、金庫から借主に宛てた通知が届 出の住所に到達しなくなったとき。
- ⑥ 借主に相続の開始があったとき。
- 2 . (略)
- 3 . (略)

は申立予定であることを金庫が知ったと き。

- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取 引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主 の責めに帰すべき事由によって行方不明 となり、金庫から借主に宛てた通知が届 出の住所に到達しなくなったとき。

(削除)

- 2 . (同左)
- 3 . (同左)

第10条第1項⑥ (相続の開始に よる期限の利益

以 上 喪失)を削除

以 上

保証委託約款(カードローン) 新旧対照表		
改定前	改定後	備考
(前文)	(前文)	
私は、次の各条項を承認のうえ、表記信用金庫	(同左)	
(以下「金庫」という)とのカードローン契約(以		
下「原契約」という) に基づき、私が金庫に対し		
負担する債務について、信金ギャランティ株式会		
社(以下「貴社」という)に保証を委託します。		
第1条(委託の範囲) ~ 第5条(求償権) (略)	第1条(委託の範囲) ~ 第5条(求償権) (同左)	
(求償権の事前行使)	(求償権の事前行使)	
第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場	第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場	
合、私は、第4条による代位弁済前であっても、	合、私は、第4条による代位弁済前であっても、	
残債務の全部または一部について求償権を行使さ	残債務の全部または一部について求償権を行使さ	
れても異議ありません。	れても異議ありません。	
① 金庫または貴社に対する債務の一つでも	① 金庫または貴社に対する債務の一つでも	
履行を怠ったとき。	履行を怠ったとき。	
② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手	② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手	
続開始の申立、または民事再生手続開始	続開始の申立、または民事再生手続開始	
の申立があったとき。	の申立があったとき。	
③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または	③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または	
電子債権記録機関の取引停止処分を受け	電子債権記録機関の取引停止処分を受け	
たとき。	たとき。	
④ 相続の開始があったとき。	(削除)	カードローン契
⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債	④ 弁護士仲介または調停等の申立による債	約規定第10条第
務整理の事実が発生したとき。	務整理の事実が発生したとき。	1 項⑥(相続の開
⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰	⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰	始による期限の
すべき事由によって、貴社に私	すべき事由によって、貴社に私	利益喪失)の削
の所在が不明となったとき。	の所在が不明となったとき。	除に合わせて削
② 原契約または本契約の条項に違反したと	⑥ 原契約または本契約の条項に違反したと	除
き。	き。	
⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認め	② その他債権保全のため貴社が必要と認め	
たとき。	たとき。	
2 . (略)	2 . (同左)	
第7条(弁済の充当順序)~ 第 14 条(管轄裁判	第7条(弁済の充当順序)~ 第 14 条(管轄裁判	
所の合意)(略)	所の合意)(同左)	
以上	以上	